

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和2年8月6日(2020.8.6)

【公開番号】特開2018-68728(P2018-68728A)

【公開日】平成30年5月10日(2018.5.10)

【年通号数】公開・登録公報2018-017

【出願番号】特願2016-213133(P2016-213133)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 1 9

A 6 3 F 7/02 3 0 4 D

【手続補正書】

【提出日】令和2年6月4日(2020.6.4)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

遊技媒体が転動可能な遊技領域と、遊技媒体が転動不能な非遊技領域と、を区画する区画部材が設けられたセンター部材が遊技パネルに取り付けられる遊技機であって、

前記センター部材に設けられた前記区画部材によって区画された前記遊技領域側を正面視して視認可能とされるデザインと、前記センター部材に設けられた前記区画部材によって区画された前記非遊技領域側を正面視して視認可能とされるデザインが、略面一で統一性を有するデザインとされており、

前記略面一で統一性を有するデザインよりも奥側に所定の装飾が施された奥側装飾部材が設けられており、当該所定の装飾は前記遊技媒体が転動可能な遊技領域を介して視認可能とされており、

前記遊技領域を転動した遊技媒体が所定の入賞口を通過したことに基づいて当りか否かの抽選を行うことが可能とされているなかで、当該所定の入賞口を通過する際に前記略面一で統一性を有するデザインとが重ならないようになされている

ことを特徴とする遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 5

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 5】

上記のような工夫をすることで視覚面から遊技の興趣を高める工夫がなされているものの、まだまだ視覚面の工夫が施された遊技機を望む声も少なからず存在する。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 6

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 6】

本発明は、上記に鑑みなされたもので、その目的は、視覚面の工夫が施された遊技機を提供することにある。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0007

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0007】

上記の目的を達成するため本発明は、遊技媒体が転動可能な遊技領域と、遊技媒体が転動不能な非遊技領域と、を区画する区画部材が設けられたセンター部材が遊技パネルに取り付けられる遊技機であって、前記センター部材に設けられた前記区画部材によって区画された前記遊技領域側を正面視して視認可能とされるデザインと、前記センター部材に設けられた前記区画部材によって区画された前記非遊技領域側を正面視して視認可能とされるデザインが、略面一で統一性を有するデザインとされており、前記略面一で統一性を有するデザインよりも奥側に所定の装飾が施された奥側装飾部材が設けられており、当該所定の装飾は前記遊技媒体が転動可能な遊技領域を介して視認可能とされており、前記遊技領域を転動した遊技媒体が所定の入賞口を通過したことに基づいて当りか否かの抽選を行うことが可能とされているなかで、当該所定の入賞口を通過する際に前記略面一で統一性を有するデザインとが重ならないようになされていることを特徴とする遊技機。

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0008

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正6】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0009

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0009】

本発明の遊技機によれば、視覚面の工夫が施された遊技機を提供することができる。